

フランス、不況下の社会保障

——年金問題とその周辺——

名古屋市立大学 上村政彦

景気が回復の兆しをみせ始めたといわれるものの、フランスの経済はこのところ毎日続いている冬特有の陰気な天候と同じようになかなかバットしないようです。

話しはだいぶ古くなりますが、ジスカールデスタン大統領は9月4日のテレビ放送で、総額300億フランにのぼる景気刺激策を発表しました。この政策は9月12日の議会で最終的な承認を受け、政府は向う数か月内に効果が表われるだろうと見ていたようですが、今のところ新聞の経済面にはとくに明るい記事が見当たりません。

ところで大統領のテレビ演説ですが、ジスカール(だれでもが親しみを込めてかその逆かは知りませんが気安くこう言います)はていねいに、分りやすく、話しかけるような調子で演説し、国民に対して景気回復のための一致協力を呼びかけていました。大統領がテレビを利用して国民に政策を発表するぐらいですからテレビがかなり普及しているのでしょう。6年前のフランス生活の際にはさほど普及していなかったように思います。もっとも普及しているといっても、多くが月に50フランばかり(白黒テレビの場合)を払って見る貸しテレビのようで、チャンネルは3つしかありません。夜の番組などを見ても、8時半から芝居か映画、あるいはショーを一つぐらいやる程度で、あとはニュースぐらいでしょうか、大したものはありません。番組と番組との間に時間の空白ができて長い間画面が白のまま放置されることもありますし、ジスカールの演説

にしても、新聞の番組欄に8時ごろやりますという予告をする調子で、すべてがかなりおおらかです。どちらが良いのか知りませんが深夜番組などもないし、日本のテレビとだいぶ違います。

話しがだいぶ横道にそれましたが、大統領のテレビ演説による景気刺激策のなかには、実は社会保障に関する二つの問題が含まれていました。その一つは最低年金と家族手当の額を引き上げて国内の消費を刺激しようというもので、もう一つは退職年金の受給年齢すなわち「退職年齢」を引き下げて老齢労働力の早期引退を促進し、低成長経済下の雇用、失業問題の解決をはかるというものです。いずれもいわば社会政策と経済政策とを統合した欲の深い政策だと思いうのですが、この二つのうちとくに後者がかなり世間の注目を浴びましたので、その経緯をちょっとご紹介しましょう。

大統領は演説の終りの方にとくに一項を加え、フランス人とくに肉体労働者(travailleurs manuelsというのですが適訳かどうか知りません。現場労働者とでもいった方が良いかも分りません)の生活条件を改善するために労働時間の短縮と年金受給年齢を引き下げることここ数年間の政策目標としてとりあげることを約束しました。

ご承知のとおり、フランスの年金法制では60歳に達すると退職年金の受給資格が認められますが、その時点での年金額は、被保険者期間中もっとも高額であった10年分の平均賃金年額の25%にしかありません。年金の受給開始を引き延ばし65歳になって受給すると50%に相当する額とされます。ところがこれとでもつい最近、1971年12月31日の法律で実現されたもので(それ以前は60歳で20%、65歳で40%でした)、徐々に実行に移されている程度です。そこで、とくに恵まれない境遇に置かれた肉体労働者を対象として、60歳に達した時点で現在65歳で受給することになっている額に相当する年金を受給できるものにしよというわけです。

大統領はシラク首相に対して直ちに問題の検討に着手することを命じました。首相は9月24日、政府内部での検討を終え、意見を聞くために労使双方の代表

者をマティニョン（首相官邸）へ呼び、労働大臣を交えて事前協議を開始しました。この政府と当事者との間の事前協議は、延べ50時間に及んだといわれますが、政府は準備を終え、11月14日議会へ法案提出の手続きをとりました。

この問題に対する政府の方針は、対象をあくまで肉体労働者に限定し、その退職年金受給年齢を実質的に引き下げようとするものですが、改善を肉体労働者に限定しようとする趣旨は、社会的に恵まれない階層の人びとの生活条件、とくに老後の生活条件を改善して、フランス社会に現存する「不公平」（*l'inégalité*）を解消することにあるというわけです。この不公平の解消という点は、実は現在策定中の第7次計画（1976～1980年）の主要テーマになっているもので、それと符合しているわけです。

ついでですが、フランスの第7次計画はすでに第1段階の作業が残りいくつかの準備報告書も公表されています。現在、第2段階の作業にはいっており、19の委員会がそれぞれに付託された主題について検討を76年2月までに終え、3月1日に計画の総括責任者（Jean Ripert）へその報告書を提出することになっています。総括責任者はこれをもとに第7次計画報告書を3月末に政府へ提出し、大統領、首相、労働大臣の手を経て、4月末に経済社会会議（*Conseil économique et social*）の審議にかけられ、現在の予定では6月の議会に付議されるものとみられています。

さて本題にもどって退職年金受給年齢の実質的引下げ問題ですが、この問題に対する当事者の態度に触れてみましょう。

経営者側の態度は、例えばCNP F（フランス全国経営者連盟）の発言からも推測されるように、基本的には政府の方針に一致しています。いうまでもなくこの措置には低成長経済下の雇用・失業政策が結びついており、高齢労働力の早期引退を促進するということは経営側にとって一つのメリットをもっているからです。しかしながらこの措置に必要とされる費用負担の問題については、企業の社会的負担は今や限界にきているので、この措置は新たな費用負担を企業に課すことなく、公費なりあるいは他の社会的改善を犠牲にして行なわれる

べきであるとしています。

ところで労働組合側の態度ですが、退職年金受給年齢を実質的に引き下げるべきであるというのは、実はこの数年来、労働組合が主張してきた事項であるわけです。ですから労側組合側としてもこれに反対する理由はないわけですが、主張の根拠は政府のそれとかなり違っています。つまり労働組合側は60歳で賃金の25%、65歳で50%という現在の年金給付水準はあまりにも低すぎるので、60歳で50%として老後生活の改善を図るべきであるという、社会的改善の主張であったわけです。ところが政府は年来の労働組合側の主張をうまく利用して、低成長経済下の雇用政策に結びつけ、これを経済政策に転換させたわけです。日本の場合ですと、政府が経営者側を説得するためにこのような理由づけをするということがあるかも知れません。しかしフランスの雇用・失業問題の現状は政府に対して相当にきびしいものを要求しているようすし、本気のように思われます。

そのようなわけですから、労働組合側としては反対ではありませんが、この問題について政府にイニシアティブを取られた形になり、むしろ労働組合勢力のなかに混乱や意見の違いが生じてきている有様です。

C G T（労働総同盟）は比較的現実的の態度をとり、政府の方針どおり肉体労働者にこの措置を実施することを要求していますが、77年からはこの措置がすべての労働者に拡大されることを求めています。

これに対してC F D T（フランス民主労働者同盟）は政府の方針にきびしく、やや理念的にとらえているところが見受けられます。つまり60歳年金制をここ1年内にすべての労働者に適用し、さらに60歳で年金額を賃金の80%にすべきであるというわけです。

C G T - F O（労働者の力）は問題に対してもっとも楽観的で、政府の措置を傍観しているといった具合で、年金を含めた社会保障の財政問題がきびしい状況にあるため、それとの関連に注目している程度です。

このようなわけで、基本的には政府、労使双方ともにこの問題をすすめて行

くということについては一致するところがみられるわけですから、その実現にはさほど障害がないように思われますが、実際は必ずしもそうではないようです。というのは、この問題に対してはさまざまな反響がみられ、多くの批判や問題提起が行なわれているからです。また付随する困難な問題もみられます。

例えば基本的な問題点の指摘としては、政府のこの問題に対する考え方に疑問を投げかけているものがあります。つまり年金制度の改善はもともと社会的配慮をもって取り組まれるべき社会政策の領域に属するものであって、これを雇用・失業問題に結びつけた経済政策として採用することは間違っているというわけです。政府の措置にみられる限界やそこにみられる障害はすべてこのような筋ちがいの政策態度から当然に生じてくるというわけです。

現実的な指摘としては、すでに年金の受給を開始している者のことをいったいどうするのかとか、拠出期間が短かく年金額がとるに足りない者の老後保障をどうするのかといった指摘があり、これらの問題が解決されないかぎりフランス社会における不公平はなんにも解消できないというわけです。

もっとも滑稽に思えるのはCGC(上級職員総同盟)の態度です。労働組合勢力のなかにあってこのCGCだけは政府の方針に反対の態度をとっています。上級職員の場合は60歳で退職する例がきわめて少いからのようです。彼等はすでに年金制度によって高い水準の年金給付を保障されており、その上さらに協約年金制度によるきわめて高い水準の老後保障を確保しています。つまり不公平をつくり出している高い方の地位にあるわけです。そこでCGCは、低い地位に置かれた肉体労働者のための特別の制度を設け、労使双方の拠出によってその財源を確保し、60~65歳の高齢労働者の老後保障問題を徐々に解決して行くべきであるとしています。

さて、私見によれば、肉体労働者を対象とする年金受給年齢の実質的引下げという政府の今回の措置がフランス社会における老後生活の不公平をどの程度解消できるかについてはきわめて悲観的です。

なぜならば、第1に、問題となっている不公平は年金制度の分立と各年金制

度間の給付水準の格差から由来するもので、この格差を除去しないかぎり、老後生活の不公平はその多くを解消することが期待できないからです。

第2に、すでにちょっと触れましたが低額年金受給者の問題があります。拠出期間が短いためにきわめて低額の年金給付しか受けられない老人たちにとっては、年金の受給開始が60歳になろうと65歳になろうと、その年金額にはほとんど変化がないわけです(額面どおり現行制度のもとで完全年金を受給するためには拠出期間37.5年を要します)。全国老齢年金保険金庫のPavard氏によると、年金受給者総数の約40%に当たる350万人が最低年金額(月額600フラン)程度の年金しか受給していないということです。75年10月現在の最低賃金(SMIC)が時間当たり7.71フラン、月額で1,424フランですから、この最低年金額はその42%にしかありません。これらの低額年金受給者にとっては、政府の不公平解消策はほとんど無意味です。

第3に、まったく年金を受給していない老人層の問題があります。無収入か低収入、あるいは無資産の老人の場合には上記最低年金額の保障があります。しかし家を持っていたり財産があるとこれとても受給できず、このような老人層がかなりいます。われわれ日本人がパリで生活してみるとよくその現実の一端を見せつけられるものです。というのはわれわれがこちらでアパートなり下宿なりを探してみると家主に一人暮らしの老婦人が多いことは誰でもが経験することですが、これらの老人たちは老後を年金に頼ることができず、他人に部屋を貸して生計をたてているわけです。このような老人層にとっても、もちろん政府の今回の措置は無関係です。

今のところ政府が議会への提出手続きをとった法案の中味がどのようなものか不明で、政府がどのような具体策をもっているのか知りませんが、これらいくつもの問題をかかえながら、はたしてフランス社会の不公平を解消できるのかどうかはなはだ疑問です。

さて、年金受給年齢の実質的引下げの問題を若干ご紹介しましたが、今のところフランスではこのほかにいくつかの社会保障問題が出ております。疾病保険

についてみると、第三者支払方式（日本でいう現物給付方式）を導入する問題や医師団体との間の医療料金協定問題（71年の全国協定が2月末に参事院の判決により無効とされたため、協定のやり直し）があり、社会保障全般については財政の赤字とその対策、とくに保険料の引上げ問題などがあります。いずれ機会がありましたらまたご紹介しましょう。（75年12月）



社会保障こぼれ話

鉄道員の給付制度

（アメリカ）

アメリカ合衆国には、連邦法による老齢・遺族・廃疾保険や、州法による失業保険と一部の州が州法で実施する一時的労働不能給付の制度が実施されている。鉄道員には、特殊な勤務を考慮して、別にそれらの制度が実施されている。

1975年12月、鉄道員の老齢・遺族・廃疾給付制度では、119万人が給付を受給しており、これは前年より約6万人増えていた。給付別にみれば、同月末の状況では、約37万人が老齢年金を受給しており、その平均は月額339ドルで、約10万人が廃疾年金を受給し、その平均は313ドルであった。また、約15万人が補足的年金（平均60ドル）を、約23万人が配偶者（妻）の給付（平均157ドル）を受給していた。受給者の増加について付言すれば、増えた人びとのうち、大部分の人びとは2年前に改正された受給資格の緩和を理由とする。なお、その改正は1974年6月以後の退職者で、勤続30年以上の者には、60歳で完全年金と補足的年金を支給することを定めている。さらに、遺族給付では、上述した給付と同一の月末で、約29万人の老齢な寡婦（平均支給額234ドル以下同）、5,000人の廃疾の寡婦（201ドル）、7,000人の寡婦になった母親（238ドル）、34,000人の子供を養育する寡婦（213ドル）が給付を受給していた。ちなみに、上述した各給付は、新規裁定ではいずれも若干高い。

上述した諸給付の給付費は、1975年12月に28,800万ドルで、その内訳は老齢給付が1.7億ドル（補足的年金の900万ドルを含む）、かれらの妻に対す